

TOKIN

グリーン調達基準書（第13.1版）



改訂（第13.1版）： 2018年12月 1日

初版制定 ： 2003年 4月 1日

株式会社トーキン

目 次

1.	はじめに	3
2.	トーキンの環境憲章	4
3.	適用範囲	5
4.	グリーン調達品の定義	5
5.	用語の定義	5～7
6.	お取引先に対して要求するお取引要件	7～10
	①環境管理システムの構築《必須要件－1》	
	②製造工程における使用禁止物質の不使用保証書の提出《必須要件－2》	
	③化学物質含有量調査への協力体制《必須要件－3》	
	④変更管理申請書提出《必須要件－4》	
	⑤連絡書提出への協力《必須要件－5》	
	⑥環境影響物質に関する不適合発生時の報告《必須要件－6》	
	⑦サプライチェーンポリシーへの賛同と、紛争鉱物(Conflict Minerals ; 金、タンタル、スズ、タンゲステン) 調査への協力	
		《必須要件－7》
7.	製品へ要求するお取引要件（ハード製品を納入しない場合は対象外）	10～12
	①含有禁止物質および条件付き含有禁止物質の非含有保証書の提出《必須要件－8》	
	②RoHS II 指令 10 物質分析試験成績書の提出《必須要件－9》	
	③製品限定特別様式の提出《必須要件－10》	
8.	お取引先への調査及び保証へのご協力をお願い	12～14
9.	提出書類	15～16
10.	分析測定	16
11.	適用除外	16
12.	本基準書の改訂	16
13.	改訂履歴	16～20

1. はじめに

トーキンは、「素材革新を基に人と地球の豊かな調和と発展に貢献し、企業活動のあらゆる領域で、環境に配慮して行動します。」を環境憲章の基本理念に掲げ、企業活動を行っております。

また、この具現化の一つとして、グリーン調達の方針、基準、調査を纏めた「トーキングリーン調達基準書」を2003年に発行し、得意先様要求や各国法令・規制などの動向にあわせて逐次改訂を行っております。今回も昨年に引き続き第13回目となる改訂を行うこととなりました。

改訂の背景としては、得意先様のグリーン調達基準書の改訂や欧州REACH規則の高懸念物質（SVHC）の追加、改正欧州RoHS II指令への対応、紛争鉱物（Conflict Minerals）対応などがあります。

取引先様には、たび重なる不使用保証書の提出や調査回答を依頼することとなり、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解ご協力を賜ります様、よろしくお願い申し上げます。

なお、製品の要求仕様等により、本基準書と異なる基準が必要な場合は、トーキンが別途定める購入仕様書等で示します。

また、本グリーン調達基準書は、今後の法規制や社会動向により適宜改訂いたします。

トーキンのグリーン調達に関する概要基準

必須事項（トーキン最低要求基準レベル）

①環境管理システム/EMSの構築 《必須要件-1》

②製造工程における使用禁止物質の不使用保証書提出 《必須要件-2》

③化学物質含有量調査への協力体制 《必須要件-3》

④変更管理申請書の提出 《必須要件-4》

⑤連絡書提出への協力 《必須要件-5》

⑥環境影響物質に関する不適合発生時の報告 《必須要件-6》
発覚時から「24時間以内」

⑦サプライチェーンポリシーへの賛同と、紛争鉱物（Conflict Minerals；金、タンタル、スズ、タングステン）調査への協力 《必須要件-7》

お取引要件

⑧含有禁止物質および条件付き含有禁止物質の非含有保証書の提出 《必須要件-8》

⑨RoHS II 指令10物質分析試験成績書の提出 《必須要件-9》

⑩製品限定特別様式の提出 《必須要件-10》

製品要件

本条件を満足した製品を調達

評価内容（株）トーキンの要望レベル）

本内容を評価

お取引先及び製品評価

- ・ 製品環境アセスメントの実施
- ・ 地球環境保全への取り組み 他

評価の高いお取引先より優先調達

2. トーキンの環境憲章

基本理念

トーキンは、素材革新を基に人と地球の豊かな調和と発展に貢献し、企業活動のあらゆる領域で、環境に配慮して行動します。

行動指針

1. 環境に配慮した製品開発
開発・設計の段階で環境・安全に配慮し、省資源・省エネルギー及び有害物質を含まない製品開発を実施します。
2. 生産における環境配慮
資材調達・生産・販売・物流などの段階で環境技術の開発・向上に努め、環境に調和した資材・工法の積極的な活用を図ります。
3. 環境マネジメントの強化
グローバルに規制強化される環境法規制を順守するとともに、環境マネジメントシステムを通して、リスクを未然に防止し、環境経営を継続的に改善します。
4. グローバルな環境人材の育成
全従業員の環境意識をより高め、グローバルな視点で考え行動できる人材を育成し、全員参加で取り組みます。
5. 環境コミュニケーションの推進
環境保全活動に関する情報を開示し、積極的に社会とコミュニケーションを図ります。

3. 適用範囲

本基準書は、(株)トーキン及びトーキンググループ各社（以下トーキンという）が製造・販売する電気・電子製品及びシステム（以下トーキン製品）を構成するために調達する全ての有形製品（ハード製品）を対象といたします。ここで言うハード製品とは、次の通りとします。

「ユニット、部品、材料、完成品（OEM製品）、包装梱包材、設備、薬品など」

(1) ユニット・部品・材料への適用

トーキン製品を構成する全てのユニット、部品、材料、包装梱包材、薬品を対象とします（ユニット、部品、材料を包装する梱包材は対象外）。

当社が使用する副資材（油性ペン・粘着テープ・インク・スタンプ類）も含まれます。

(2) 完成品（OEM製品）への適用

トーキンがそのまま販売するために完成品（OEM製品）として調達するもの（付随する包装梱包材を含む）を対象とします。

(3) 設備等への適用

トーキンの製造工程内においてトーキン製品に直接触れる金型、治工具、手袋、機械設備等から製品を対象物質が付着、移行する可能性がある場合は、製品と触れる部位は対象とします。

4. グリーン調達品の定義

(1) トーキンで調達する原材料・部材・製品（ハード製品を納入しない場合は対象外）

トーキンの製品に使用される原材料・部材・製品などについては、《必須要件－1～7》を満足したお取引先から調達し、《必須要件－8～10》を満足したものを「グリーン調達品」とします。

(2) その他の調達品

薬品、ガス、設備、ソフト、サービスについては、お取引先の環境経営姿勢評価を重視いたします。なお、薬品、ガス、設備については、今後とも事前評価（化学物質事前評価、設備事前評価）により、環境面の評価を行ってまいります。

5. 用語の定義

本基準書は、以下の通りに用語を定義しています。

・環境影響物質：

地球環境及び人体へ著しい影響（側面）を与える可能性のある物質で、法規制やトーキンが判断した物質を言います。具体的には、以下に示す「**製造工程使用禁止物質**」・「**含有禁止物質**」・「**条件付き含有禁止物質**」・「**製品限定含有禁止物質**」・「**含有管理物質**」とします。

・意図的使用：

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品または部品等の製造時に意図して使用することを言います。

・製造工程使用禁止物質：

トーキンが、法規制等により、**原材料・部材・製品**の製造工程において使用を禁止する物質（17物質群※1）を言います。

トーキンでは、本物質を製品の製造に使用しているお取引先からは、原則として購入いたしません。（必須条件） ※冷媒または消火用途は対象外とします。

※1：詳細は、トーキンググリーン調達基準書（第13版）（付属書）

【表1】 製造工程における「使用禁止物質」を参照してください。

・含有禁止物質：

トーキンが法規制等により、物質とその用途について、部品・材料に即日使用を禁止する物質（36物質群※2）を言います。

※2：詳細は、トーキンググリーン調達基準書（第13版）（付属書）

【表2】 「製品における含有禁止物質一覧表」を参照してください。

・ **条件付き含有禁止物質** :

トーキンが、物質とその用途について、意図的使用を禁止または規制値（閾値（※））以上の含有を禁止する物質（23物質群※3）を言います。

閾値（※）：「しきいち」あるいは「いきち」は、数値を判定する境界の値のこと。

※3 : 詳細は、トーキングリーン調達基準書（第13版）（付属書）

【表3】「条件付き含有禁止物質一覧表」を参照してください。

・ **製品限定含有禁止物質**（必要に応じて要求）

トーキンが、特定の製品についてそれを構成する物質とその用途について、意図的使用を禁止または規制値（閾値（※））以上の含有を禁止する物質（3物質群※4）を言います。

※4 : 詳細は、トーキングリーン調達基準書（第13版）（付属書）

【表4】「製品限定含有禁止物質一覧表」を参照してください。

・ **含有管理物質** :

トーキンが、物質とその用途について使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等に考慮すべき物質（22物質群※5）を言います。

対象とする管理物質は、意図的な使用又は含有を制限するものではなく使用の有無及び含有濃度についてデータを把握すべき物質です。

尚、含有濃度が1000ppmを超えるもの又は意図的に使用しているものについては、データを把握する物質を言います。

※5 : 詳細は、トーキングリーン調達基準書（第13版）（付属書）

【表5】「含有管理物質一覧表」を参照してください。

・ **含有** :

部品・材料・製品中に成分・内容物として化学物質が含まれていることを言います。自然に含まれる化学物質（不純物）や、一般の工業的な精製段階において残ってしまうもの（不純物・残留溶剤・未反応モノマーなどの残留物）が含まれている場合も含有しているといたします。

・ **規制値（閾値）** :

禁止物質が意図的使用ではなく不純物として含まれる場合に、トーキンに納入される部品、材料、及びトーキンの出荷製品において保証すべき濃度を言います。

・ **含有濃度** :

均質材料（Homogeneousな材料）の質量を分母とした濃度を言います。なお、均質材料とは機械的に異なる材料に分解できない材料をいい、例えば次のものを均質材料とします。

- ・ 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など。
- ・ 塗料、接着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれ想定される使用方法によって最終的な成形されるもの。（例：塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態。樹脂ポリマーは成形後の状態。ガラス及びセラミックは成形後の状態。）
- ・ 塗装、印刷、めっきなどの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層ごとの形状。

・ **不純物** :

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質を言います。

・ **部位** :

それ以上分割して考えることが出来ない性状均質（Homogeneous）な部分を言います。めっき等の表面処理部も一つの部位として考えます。

・ **欧州RoHS II指令10物質** :

カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ポリ臭素化ビフェニル類（PBB類）、ポリ臭素化ジフェニルエーテル類（PBDE類）、特定フタル酸4物質（フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）/DEHP、フタル酸ブチルベンジル/BBP、フタル酸ジブチル/DBP、フタル酸ジイソブチル/DIBP）を言います。

・ **欧州REACH規則** :

欧州で2007年6月1日に発効した、「化学物質の登録」「評価」「認可及び制限」に関する規則 (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals) 。

・ **SVHC (認可対象候補物質)** :

欧州REACH規則の59条の手続きで定められる高懸念物質 (SVHC) であって、同規則第57条が規定する特性を有する物質より選定されます。2018年6月27日現在、第19次191物質群が公表されており、今後も段階的に高懸念物質 (SVHC) が追加される予定です。

同規則33条は、これらの物質を成形品重量に対して0.1wt% (1,000ppm) 超えて含有する製品を、EU域内に上市する場合は、製品を安全に使用するために必要な情報をユーザーへ提供することなどを義務付けています。

尚、具体的な追加更新したSVHCは、毎年6月と12月頃に欧州化学品庁 (ECHA) のホームページに公示されますので、適宜、その情報を確認し含有有無やその用途などについて状況を調査・把握して、トークンまで報告してください。

◇欧州化学品庁 (ECHA) のSVHC掲載ホームページのURL : (定期的な確認をお願いします)

<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

・ **JAPIA JAMA/JAPIA統一データシート (日本自動車部品工業会)** :

本資料は、日本自動車部品工業会のホームページから閲覧できます。

<http://www.japia.or.jp/datasheet/>

一般社団法人 日本自動車工業会 Japan Automobile Manufacturers Association, Inc. の略。

尚、JAMAシートは、JAMAと日本自動車部品工業会 (JAPIA) が連携して運用している部品や材料に含有する化学物質の調査を行うための調査フォーマットです。

・ **chemSHERPA (ケムシエルパ)** :

本資料は、chemSHERPAのホームページから閲覧できます。

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/>

サプライチェーン全体で利用可能な製品含有化学物質の情報伝達のための共通スキームです。

製品に含有される化学物質を適正に管理し、拡大する規制に継続的に対応するためには、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の情報伝達が必要不可欠である。これに対応するためは、共通スキームとして、chemSHERPAをサプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の確実かつ効率的な伝達のためにデザインされたツールである。

(サプライチェーンの川上から川下まで、共通の考え方に基づく情報伝達を実現し、製品業界を限定せず、さまざまな業界で利用可能となっている。)

製品含有化学物質管理の課題の解決に継続的に取り組み、共通の物質リストに基づく成分情報、さらに成形品については製品分野ごとに求められる遵法判断情報をあわせて「責任ある情報伝達」を行われる。

・ **GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)** :

本資料は、American Chemistry Council, Inc. のホームページから閲覧できます。

<http://www.gadsl.org/>

自動車業界で利用されているIMDS (International Material Data System) の申告物質や禁止物質のリスト。

P : すべての用途において禁止

D/P : 使用目的によっては禁止、その他については申告が要求される

D : 閾値を超えて使用する場合は申告が要求される などに分類されている。

6. お取引先に対して要求するお取引要件：「必須要件1～7」

トーキンは、調達する製品そのものの環境負荷の低減を考慮すると共に、製品を製造・販売している企業が、環境保全に積極的に取り組んでいるか否かを製品購入にあたっての重要な判断要素と考えています。企業の環境保全への取り組み状況を確認し、次の内容を満足したお取引先及び製造元（注）、製品を調達させていただきます。

（注）お取引先及び製造元の解釈は、12/20頁の「8. 1 本基準書の運用窓口と調査対象」を参照してください。

① 環境管理システムの構築《必須要件-1》

「製品を開発、製造、販売している工場、オフィス等において環境管理システムを構築していること。」

環境保全活動（製品含有化学物質管理システムを含む）を推進するために、環境管理システムを構築してください。環境管理システムは、国際規格・ISO14001の取得が望まれますが、ISO14001の取得を予定されていない生産工場（日本国内に限る）については、以下の簡易型環境管理システムの第三者認証を取得してください。

やむを得ず、第三者認証を取得出来ない工場は、以下の簡易システムを参考に自社内において環境管理システム（製品含有化学物質管理システムを含む）を構築してください（お取引先からの要請があれば、当社からの当該システムの構築支援も検討致します）。

日本国内：

- ・環境省「エコアクション21（環境活動評価プログラム）2009年版」
本資料は、エコアクション21のホームページから閲覧できます。
<http://ea21.jp/>
- ・京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム 環境マネジメントシステム・スタンダード（KES）
本資料は、京のアジェンダ21フォーラムのホームページから閲覧できます。
<http://ma21f.jp/01intro/miyakoagenda21.html>
- ・みちのく環境管理規格（みちのくEMS）
本資料は、みちのく環境管理規格認証機構のホームページから閲覧できます。
<http://www.kk-tohoku.or.jp/ems/>

日本国外： 各国関係機関にお問い合わせください。

② 製造工程における使用禁止物質の不使用保証書提出（ソフト・サービス会社は対象外）《必須要件-2》

「トーキンが指定する使用禁止物質を製造工程内で使用していないこと。」

【表1】 製造工程における使用禁止物質リスト

No.	物質名
1	CFC類
2	特定ハロン類
3	四塩化炭素
4	1,1,1-トリクロロエタン
5	HBFC類
6	HCFC類
7	臭化メチル
8	ブロモクロロメタン
9	1,2-ジクロロエタン
10	1,1-ジクロロエチレン

11	シス- 1,2 - ジクロロエチレン
12	1,3 - ジクロロプロペン
13	塩化メチレン(ジクロロメタン)
14	テトラクロロエチレン
15	1,1,2 - トリクロロエタン
16	トリクロロエチレン
17	ベンゼン

(詳細は、トーキングリーン調達基準書改訂第13版 付属書を参照してください。)

◎上記保証書の提出要求(詳細は、グリーン調達基準書(第13版)「付属書」表1参照)

製造工程における使用禁止物質の不使用を証明するための確証として、トーキンはお取引先に対して保証書の提出を求めます。提出して頂く保証書は、お取引先を代表する方の承認が得られているものといたします。

なお、**不使用保証書は、本基準書改訂毎(頻度：1回/年)に提出を求めますので、ご協力をお願いいたします。**

保証書の提出がない場合でも、瑕疵担保責任を免ずるものではありません。

また、「製造工程使用禁止物質」をやむを得ず使用している場合は、「製造工程使用禁止物質の使用申告書(様式2-2)」の提出をお願いします。

③ 化学物質含有量調査への協力体制(ハード製品を納入しない場合は対象外)《必須要件-3》

「製品に含有する化学物質調査に対して回答(提供)していただけること。」

「製品に含有する化学物質調査」の確認と含有情報の提供は販売者の責任とします。

表2に、その枠組みを示します。「製品に含有する化学物質調査」は、表3の枠組みで定める物質であって、本基準書が定める「含有禁止物質」および「条件付き含有禁止物質」を除く物質を指します。

「含有管理物質」は、意図的な含有を制限するものではなく、含有の有無およびその含有濃度を把握し報告すべき物質に位置付けます。

◎ 含有の有無情報の提供

- ・SVHC(認可対象候補物質)※6は、必ずその含有の有無を把握し以下の通り対応願います。
 - (1) 0.1wt%を超える場合は必ず含有濃度を報告
 - (2) 0.1wt%以下の場合は知り得た範囲で含有濃度を報告
 - (3) SVHCが追加された場合は、速やかに追加物質の含有の有無を把握し、上記の(1)または(2)で対応
- ・SVHCを除くその他の物質は以下の通り対応願います。
 - (1) 知り得た範囲で含有濃度を報告
 - (2) 新たに含有情報を入手した場合は速やかに報告
- ・含有管理物質を含有しない場合や含有情報がない場合は、含有がないことを報告願います。

◎ 含有の有無情報を報告する書式

- ・物質および調剤：原則 SDS、chemSHERPA
- ・成形品：原則 chemSHERPA、JAMAシート、IMDS

◎ 含有の有無情報を報告する対象品

- ・トーキンから要求があった物品

なお、報告のないSVHCが0.1wt%を超える濃度で含有していることが判明した場合は、責任追及を含めた原因究明を求めます。

【表2】 含有管理物質を定める枠組み（2017年12月現在）

具体的な含有管理物質を定める対象	備考
EU CLP規則 付属書VI Table 3.2 CMR-Cat 1, 2	本基準書が定める含有禁止物質および条件付き含有禁止物質を除く
EU REACH規則 付属書XVII 制限対象物質 (CLP規則の付属書VI Table 3.2 CMR-Cat 1, 2を除く)	
EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)	
ESIS PBT (Fulfilled)	
JIG	

④ 4M変更に関する「変更管理申請書」提出の協力体制（ハード製品を納入しない場合は対象外）

《必須要件-4》

「変更が生じる場合、事前に製品製造に関する4M変更している工場に関する変更管理申請書を提出していただくこと」

(当該調査開始時又は、新規取引開始時における変更管理項目について、変更が生じる場合は、事前に提出を行っていただくこと。)

⑤ 製品統廃合／終息・事業廃業・その他の連絡書について 《必須要件-5》

お取引先または、部品を製造している工場（製造元という）において、製品の統廃合・事業廃業・その他連絡事項について、適切なタイミングで弊社担当部門まで連絡してください。

⑥ 環境影響物質に関する不適合発生時の報告について 《必須要件-6》

お取引先または、部品を製造している工場（製造元という）において、トークンが定める「含有禁止物質または、条件付き含有禁止物質」が納入製品中に含有したなどの不適合が発覚した場合は、その発覚時から「24時間以内」に弊社担当部門まで必ず報告をしてください。

⑦ サプライチェーンポリシーへの賛同と、紛争鉱物(Conflict Minerals；金、タンタル、スズ、タングステン)調査への協力 《必須要件-7》

紛争鉱物：商品が錫、タンタル、タングステン、および/または金（未加工または加工形態、および他の材料との組み合わせかどうかにかかわらず）であるか、それらを含む場合、売り手はそのような金属を調達していないことをここに証明します。コンゴ民主共和国または隣接国、あるいは経済協力開発機構で定義されているように紛争の影響を受ける危険性の高い地域(CAHRA)と判断された地域の武装グループに直接または間接的に財政または恩恵を受ける方法。(OECD) 紛争地域および高リスク地域からの責任ある鉱物のサプライチェーンに関するデューデリジェンスガイドライン。さらに、売主は、買主の方針 (<http://www.kemet.com/KEMET-Supply-Chain-Policy>から入手可能) と整合する独自の紛争鉱物方針を持ち、これを実施するものとします。売り手のサブサプライヤに伝達されなければならない。売主は、購入した錫、タンタル、タングステン、および/または金が、紛争のないものとして責任ある鉱物イニシアチブ(RMI)によって採用された手順に従って第三者によって確認/認証された製錬所から生じることを保証するものとする。売り手は、それらの商品内のこれらの金属のトレーサビリティを確保するために、製錬所や鉱山に戻るために、下請け業者と協力するものとします。要請があれば、売り手は買い手にRMI紛争鉱物報告テンプレート(CMRT)を使用して完成した紛争鉱物宣言を提供します。トレーサビリティデータは5年間維持し記録しなければならない。

当社のサプライチェーンポリシーは以下のWEBサイトを参照してください。

<https://www.tokin.com/TOKIN-Policy-on-Conflict-Minerals/>

7. 製品へ要求するお取引要件：「必須要件8～10」

(ハード製品を納入しない場合は対象外)

- ① 含有禁止物質および条件付き含有禁止物質の非含有保証書の提出《必須要件-8》
トーキンが指定する「含有禁止物質」及び「条件付き含有禁止物質」を製品に含有していないことを保証願います。

【表3】 製品含有禁止物質リスト

(詳細は、トーキングリーン調達基準書(第13版)(付属書)参照)

分類	No.	物質群(名)
含有禁止物質	1	アスベスト類
	2	黄りんマッチ(黄りん)
	3	ベンジジン及びその塩
	4	4-アミノジフェニール及びその塩
	5	4-ニトロジフェニール及びその塩
	6	ビス(クロロメチル)エーテル
	7	ベータ-ナフチルアミン及びその塩
	8	ベンゼン含有ゴムのり(ベンゼン)
	9	オゾン層破壊物質※1(モントリオール議定書対象物質グループI, II)
	10	ポリ塩化ビフェニル類およびポリ塩化ターフェニル類(PCB類、PCT類)
	11	ポリ塩化ナフタレン(PCN)(塩素数が1以上)
	12	ヘキサクロロベンゼン
	13	アルドリン
	14	ディルドリン
	15	エンドリン
	16	DDT
	17	クロルデン類
	18	トリブチルスズオキシド(TBTO) CAS No. 56-35-9 REACH/SVHC指定物質
	19	三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT)を含む)
	20	N-パラ-フェニレンジアミン類※1
	21	2,4,6-トリターシャリーブフェノール
	22	トキサフェン
	23	マイレックス
	24	ケルセン(別名ジコホル)
	25	ヘキサクロロブター-1,3-ジエン
	26	放射性物質
	27	一部の短鎖型塩化パラフィン(炭素数:10~13) REACH/SVHC指定物質
	28	特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール
	29	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル/DMF)
	30	パーフルオロオクタン(PFOA) REACH/SVHC指定物質
	31	多環芳香族炭化水素(PAHs)
	32	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD、又はHBCD)及びすべての主要ジアステレオ異性体 REACH/SVHC指定物質
	33	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)、リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)、リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)
	34	ヒ素及びその化合物(五酸化二ヒ素)CAS_No.1303-28-2 (三酸化二ヒ素)CAS_No.1327-53-3

	35	N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST)		
	36	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 (着色剤)		
条件付き含有禁止物質	37	カドミウム及びその化合物	RoHS指令指定物質	一部REACH/SVHC指定物質
	38	鉛及びその化合物	RoHS指令指定物質	一部REACH/SVHC指定物質
	39	水銀及びその化合物	RoHS指令指定物質	
	40	六価クロム化合物	RoHS指令指定物質	
	41	PBB類	RoHS指令指定物質	
	42	PBDE類 (DecaBDEを含む)	RoHS指令指定物質	
	43	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)《DEHP(DOP)》CAS_No. 117-81-7	RoHS指令指定物質	REACH/SVHC指定物質
	44	フタル酸ジ-n-ブチル《DBP》CAS_No. 84-74-2	RoHS指令指定物質	REACH/SVHC指定物質
	45	フタル酸n-ブチルベンジル《BBP》CAS_No. 85-68-7	RoHS指令指定物質	REACH/SVHC指定物質
	46	フタル酸ジイソブチル(DIBP) CAS_No. 84-69-5	RoHS指令指定物質	REACH/SVHC指定物質
	47	フタル酸ジ-イ-ノニル《DINP》		
	48	フタル酸ジ-イ-デシル《DIDP》		
	49	フタル酸ジ-n-オクチル《DNOP》		
	50	ホルムアルデヒド		
	51	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びその塩		
	52	塩化コバルト CAS No. 7646-79-9		REACH/SVHC指定物質
	53	天然ゴム		
	54	ポリ塩化ビニル (PVC) 及びPVC混合物 (PVCコポリマー含む)		
	55	ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)		
	56	ジブチルスズ (DBT) 化合物		
57	ジオクチルスズ (DOT) 化合物			
58	ベリリウム及びその化合物			
59	赤リン			
製品限定含有禁止物質	60	その他の有機臭素系化合物		
	61	その他の有機塩素系化合物		
	62	三酸化アンチモン		

上記保証書の提出要求 (詳細は、本書9項「提出書類」参照)

規制値 (閾値) 以上の含有がないことを証明するための確証として、トークンはお取引先に対して保証書の提出を求めます。提出された保証書は、お取引先を代表する方の承認が得られているものといたします。

なお、不使用保証書は、本基準書改訂毎 (頻度: 1回/年) に提出を求めますので、ご協力をお願いいたします。

保証書の提出がない場合でも、瑕疵担保責任を免ずるものではありません。

② RoHS II 指令 10 物質分析試験成績書の提出《必須要件-9》

RoHS 指令 6 物質 (樹脂 (樹脂成型品、ゴム製品、インク・塗料、接着剤等) 以外は、重金属 4 物質 だけで可) の分析データ (ICP等の) を製品の部位毎にその含有率を分析し、様式 4 「RoHS II 指令 10 物質の含有量分析データ」に記載し、分析試験成績書等の証明書を添

えて提出してください。 上記分析試験成績書の提出要求（詳細は、本書9項「提出書類」参照）

分析データ（ICP等）の有効期限は、使用材料の材料成分、製法、製造場所等に変更がない限りは、有効とします。但し、使用材料の材料成分、製法、製造場所等に変更が発生した場合は、とり直しを行い、ご提出をお願いします。

その際、様式4に代えて独自の様式で提出して頂いても結構です。ただし、構成部位と分析試験成績書の番号との対応が分かるようにしてください。

また、サプライチェーンで要求となりますので、基本的には、上流の原材料メーカー発行の分析データを入手していただき、提出をお願いいたします。

③ 製品限定特別様式の提出《必須要件-10》

トークンが指定する特定の製品について、非含有保証（「製品含有禁止物質の非含有保証書（様式3-1）」）提出要求時に合わせて、ハロゲンフリーおよび特定化学物質フリー適合証明書を要求いたしますので、提出をお願いいたします。

8. お取引先への調査及び保証へのご協力のお願い

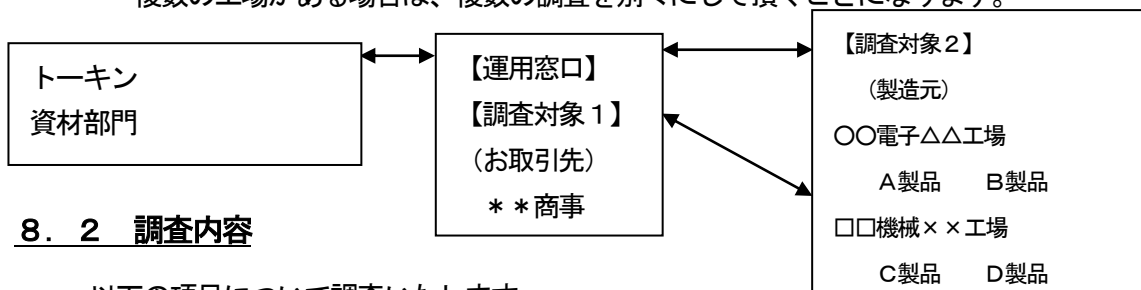
8.1 本基準書の運用窓口と調査対象

運用窓口／調査対象1：（お取引先）

トークン資材部門と直接取引しているお取引先（伝票をやりとりしている発注先）に運用窓口をお願いします。また、御社の環境管理システム構築状況報告書のみ記入及び提出をお願いいたします。

調査対象2：（製造元）

当該調査の対象となるのは、部品を製造している工場（製造元という）です。最終的にトークンに出荷している工場となります。ひとつのお取引先が複数の部品を取り扱っている場合、或いは、複数の工場がある場合は、複数の調査を別々にして頂くことになります。



8.2 調査内容

以下の項目について調査いたします。

提出していただきます様式で押印欄のあるものは、社印または責任者印を押して提出してください。

(1) お取引先および製造元での環境管理システムの構築状況調査について《必須要件-1》対応詳細
環境管理システム構築状況について、お取引先及び製造元それぞれが様式1「環境管理システム構築状況報告書」を提出してください。

(2) 含有化学物質の調査について 《必須要件-3》対応詳細

含有調査に実施にあたっては、個別に弊社担当事業所又は担当事業部より実施にあたって別途依頼いたしますので、その際は調査回答にご理解ご協力をお願いいたします。

また、納入製品に欧州-REACH規則のSVHC (Substances of Very High Concern) を含有している場合は、遅滞なくその情報を取得し以下の何れかの調査票に記載の上、弊社資材部門まで提出をお願いします。

尚、調査票については、基本的には以下①のchemSHERPAとします。

また、必要に応じて、以下②~③の何れかを指定させていただきます。（複数種類での依頼も有り）

①chemSHERPA

(調査依頼時の最新版を使用してください。)

chemSHERPAのホームページ

URL: <https://chemsherpa.net/>

②社団法人日本自動車工業会（JAMA）及び自動車部品工業会（JAPIA）が発行する調査回答ツールフォーマット「JAMAシート」（調査依頼時の最新版を用いること。）

自動車部品工業会（JAPIA）のホームページ

URL : <http://www.japia.or.jp/datasheet/>

③国際マテリアルデータシステム「IMDS」による調査・回答。

国際マテリアルデータ システム(IMDS)のホームページ

URL : <https://public.mdsystem.com/ja/web/imds-public-pages/home>

尚、当社へのIMDSご回答は以下のID宛に送付してください。

ID : 22415

名称 : TOKIN Corporation

(3) 変更管理 《必須要件－4》対応詳細

部品・材料構成、製造工程、製造設備・治具、製造場所、品質管理責任者、環境管理責任者など（各調査票様式での回答内容、分析データ、および代替化する場合を含む）について変更がある場合やお取引先の1次、2次取引先以降の変更などがある場合には、付属の「変更管理申請書（様式6）」に変更内容を記入し、**事前に提出してください。**

その際、当該変更に関わる関係書類（各調査票様式での回答、分析データ等）の一切についても、改めて提出してください。

(4) 連絡書 《必須要件－5》対応詳細

お取引先または、部品を製造している工場（製造元という）において、製品の統廃合・事業廃業・その他連絡事項について、書面で連絡を受ける為の様式を新たに追加しました。

上記「変更管理申請書（様式6）」に記載するまでに匹敵しない内容については、当該連絡書（様式7）に、詳細内容を記入提出して下さい。

(5) 訂正管理

各調査票の回答内容について訂正がある場合には、訂正箇所を明確にして再提出してください。

(6) サプライチェーンの管理

このグリーン調達、お取引先様の1次、2次取引先以降についても同様の管理をお願いいたします。

8. 3 保証及び調査頻度

(1) お取引先および製造元での環境管理システムの構築

本基準書改訂毎（基本：1回/年）に調査させていただきますのでご協力をお願いします。

(2) 化学物質含有量調査

本基準書改訂毎（基本：1回/年）に調査させていただきますのでご協力をお願いします。

(3) 変更管理

お取引先および製造元で変更が生じる場合には、事前に「変更管理申請書（様式6）」の提出をお願いします。

(4) 「製造工程使用禁止物質の不含有保証（様式2-1）」と「含有禁止物質の非含有保証

（様式3-1）」について、本基準書改訂毎（頻度：1回/年）に提出していただくこととなります。

(5) 「RoHS II指令10物質の含有量分析データ」について

ご提出頂く「RoHS II指令10物質の含有量分析データ」は1年以内※に調査した

最新版での提供をお願いします。

尚、分析データについては、ISO/IEC 17025 に適合している試験所による分析データとします。

※：分析（ICP 測定）データは、測定月を起点とします。

但し、一度最新版でご提出頂いた分析データ（ICP等）の有効期限は、使用材料の材料成分、製法、製造場所等に変更がない限りは、有効とします。但し、使用材料の材料成分、製法、製造場所等変更が発生した場合は、変更材料を含めて再度分析を行い、データのご提出をお願いします。

8. 4 その他

- (1) 回答は、添付資料にある調査票様式に必要事項を記載し、トークンの調査要求元に提出してください。
- (2) 購買規格、購入仕様書等でグリーン調達に関する条項を個別仕様に盛り込む場合があります。その場合は、個別の仕様を本基準書に優先いたします。
- (3) 提供いただいた情報の取り扱いについては、十分配慮いたします。
- (4) 環境影響物質については、製品を構成する単一部（均質）位毎の管理が必要となります。詳細につきましては、当基準書の付属書【別紙3】要注意部材リスト及び【別紙4】構成部位の事例を確認してください。

9. 提出書類

《化学品（素材/Substance、Preparation/調剤）の場合》

	提出書類内訳	様式番号	提出要否		備考
			お取引先	製造元	
①	グリーン調達調査 対象製品リスト	様式0	○	○	必須（それぞれに発行してください）
②	環境管理システム構築状況等報告書	様式1	○	○	必須（それぞれに発行してください）
③	「製造工程使用禁止物質の不使用保証書」 又は「製造工程使用禁止物質の使用申告書」	様式2-1	×	○	必須
		様式2-2			
④	「製品含有禁止物質の非含有保証書」 又は「製品含有禁止物質の含有申告書」	様式3-1	×	○	必須
		様式3-2			
⑤	RoHS II 指令 10 物質の含有量分析データ （ICP測定分析データの確証添付）	様式4	×	○	有機高分子化合物を含む化学品（インク、塗料、接着剤、樹脂ペレットなど）は必須
⑥	SDS（化学物質等製品安全データシート） 又は成分表（ミルシート等）の提出	—	×	○	必須 （原則、GHS対応の記載書式で提出してください） 英語版と日本語版の2種類を提出してください。（英語版のみでも可）
⑦	変更管理申請書	様式6	×	（○）	（必須）変更が生じる場合、事前に提出をお願いします。
⑧	「化学物質含有量調査」への協力依頼対応 （chemSHERPA、JAMAシート、IMDSの何れかのフォーマットで提出をお願いします）	—	×	（○）	（必須） 当該調査時又は、随時要求を行いますので、提出してください。

⑨	製品限定含有禁止物質への対応 顧客限定として特別様式の提出をお願いします。	様式ハロ ゲンフリー、様式 特定化学 物質フリ ー	×	(○)	(必須) 当該調査時又は、随時要求を行いますので、提出してください。
⑩	サプライチェーンポリシーへの賛同と、紛争鉱物(Conflict Minerals ; 金、タンタル、スズ、タングステン) 調査への協力	CMR Tフォー ーマッ ト	○	(○)	(必須) 当該調査時又は、随時要求を行いますので、提出してください。

《成形品・部品 (Article) の場合》

提出書類内訳		様式番号	提出要否		備考	
			お取引先	製造元		
①	グリーン調達調査 対象製品リスト	様式0	○	○	必須(それぞれに発行してください)	
②	環境管理システム構築状況等報告書	様式1	○	○	必須(それぞれに発行してください)	
③	「製造工程使用禁止物質の不含有保証書」 又は「製造工程使用禁止物質の使用申告書」	様式2-1	×	○	必須	
		様式2-2				
④	「製品含有禁止物質の非含有保証書」 又は「製品含有禁止物質の含有申告書」	様式3-1	×	○	必須	
		様式3-2				
⑤	RoHS II 指令 10 物質の含有量分析データ (ICP分析データの確証添付)	成形品・部品	様式4	×	○	有機高分子化合物を含む成形品・部品は必須
	包装梱包材※	様式4	×	○	必須	
		※トーキングが、自社製造製品を包装梱包する為に調達する製品に限る。 (トーキングに納入する製品を梱包するために用いる包装梱包材は、除く)				
⑥	包装梱包材の不適合報告書	様式5	×	○	トーキングの製品を包装梱包する用途に限る。	
⑦	変更管理申請書	様式6	×	(○)	(必須) 変更が生じる場合、事前に提出をお願いします。	
⑧	「化学物質含有量調査」への協力依頼対応 (chemSHERPA、JAMAシート、IMDSの何れかのフォーマットで提出をお願いします)	—	×	(○)	(必須) 当該調査時又は、随時要求を行いますので、提出してください。	
⑨	製品限定含有禁止物質への対応 顧客限定として特別様式の提出をお願いします。	様式ハロ ゲンフリー、様式 特定化学 物質フリ ー	×	(○)	(必須) 当該調査時又は、随時要求を行いますので、提出してください。	
⑩	サプライチェーンポリシーへの賛同と、紛争鉱物(Conflict Minerals ; 金、タンタル、スズ、タングステン) 調査への協力	CMR Tフォー ーマッ ト	○	(○)	(必須) 当該調査時又は、随時要求を行いますので、提出してください。	

10. 分析測定（RoHS II 10物質、及びハロゲンフリー限定）

トーキンは、調達した製品の受入検査を行ない、規制対象となる物質および物質群の分析測定をすることがあります。また、トーキンがお取引先に対し、分析測定を要求することもあります。

これらの分析結果（出荷先での分析結果も含む）により含有濃度が規制値（閾値）以上の結果と判明した場合は、トーキンはお取引先に対して、瑕疵担保責任の追及を含めた原因究明を求めます。

この分析測定方法については、当基準書の付属書【別紙2】RoHS II 指令対象物質の分析基準を適用します。

11. 適用除外

トーキンが書面等により適用除外に同意した場合、および調達する製品の図面や仕様書等に適用除外であることが明記してある場合に限り、本基準書の適用除外といたします。

12. 本基準書の改訂

当基準書は、予告無く変更される場合がありますので、発注元にご確認ください。

この文書に規定されていない物質あるいはその用途であっても、各国または地域の法令により使用が禁止または制限されているものについては、それらの法令に従ってください。

13. 改訂履歴

- ・ 2003年 4月 1日 初版発行
- ・ 2004年 3月 1日 改訂1版発行
- ・ 2005年 7月11日 改訂2版発行
- ・ 2006年 7月20日 改訂3版発行
 - 1. 環境方針を環境憲章に変更
- ・ 2007年 4月23日 改訂4版発行
 - 1. 適用範囲の変更
 - 2. 環境影響物質の変更
 - 3. RoHS 6物質の分析データの要求追加
- ・ 2009年 1月 1日 改訂5版発行
 - 1. 基準書と付属書の2部構成に変更
 - 2. 物質数変更により不使用保証書(申告書)・非含有保証書(申告書)様式改訂
 - 3. 製造工程禁止物質数変更(20物質群 ⇒ 16物質群)
 - 追加(2物質) : ①ベンゼン、②シス-1,2-ジクロロエチレン
 - 削除(5物質) : ①クロホルム(トリハロメタン)、②1,4-ジクロロベンゼン、③3,3-ジクロロベンゼン、④1,2-ジクロロエタン、⑤ブromoメタン
 - 4. グリーン調達概要基準変更
 - (RoHS指令6物質分析試験成績書の提出を追加、6つの「必須条件」明確化)
 - 5. 含有禁止物質数変更(36物質 ⇒ 26物質)得意先要求対応及び要求事項整理
 - 移動(5物質) : 「PBDB類」、「PBDE類」、「短鎖型塩化パラフィン」、「2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール」、「ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物」を「条件付き含有禁止物質」に変更
 - 統合(2物質) : PCB類とPCT類を1つの物質群に統合
 - 新規(2物質) : No. 24ケルシン、No. 25ヘキサクロブタ-1,3-ジエン、

削除（6物質）：（1）ナフレン、（2）シジソン、（3）ベンチカブ（ベンチカルブ）、（4）カリピリス、
（5）フェカルブ、（6）ダイゾロン

6. 条件付き含有禁止物質（6物質 ⇒ 16物質）得意先要求対応

追加（5物質）：No. 31PBB類、No. 32PBDE類、No. 35一部の短鎖型塩化パラフィン、
No. 38 特定ベンゾトリアゾール-2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-
ジ-tert-ブチフェノール、No. 42ホリ塩化ビニル（PVC）及びPVC混合物を
「含有禁止物質」から「条件付き含有禁止物質」に変更

新規（5物質）：No. 36 ホルムアルデヒド、No. 37 パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びその塩
No. 39 塩化コバルト、No. 40 天然ゴム、No. 41 酸化ベリリウム

・2009年 6月10日 付属書修正（第5版）

1. 付属書P6/23 「No. 27 一部の短鎖型塩化パラフィン」を含有禁止物質から
条件付き含有禁止物質に変更。「No. 35 一部の短鎖型塩化パラフィン」として
改めて記載。
2. 付属書P6/23～P10/23 条件付き含有禁止物質の管理No. と基準書本文P9～P10の
管理No. との整合化を図るため付属書P6/23～P10/23を修正。
3. 付属書P10/22 【別表-4】含有管理一覧表 No. 3 ベリリウム及びその化合物
の項目に、（但し、酸化ベリリウムは除く）を追記。

・2010年 5月13日 基準書改訂（第6版）発行

1. 「6. お取引先に対して要求する必須事項（4要件）」に「⑤環境影響物質に関する不適合
発生時の報告について」を追加し「6. お取引先に対して要求する必須事項（5要件）」に
変更。（顧客改善要求対応による）
2. 「7. 製品へ要求する必須条件（2要件）」の「《必須要件-5》、《必須要件-6》」
はそれぞれ 「《必須要件-6》、《必須要件-7》」へ変更
3. 表2「製品含有禁止物質リスト」の物質名称変更、分類変更、物質追加。
詳細は以下の通り。

「No. 19 一部のトリブチルスズ（TBT）、トリフェニルスズ（TPT）」⇒「No. 19 三置換
有機スズ化合物（トリブチルスズ（TBT）、トリフェニルスズ（TPT）を含む）」「No. 35 一部の
短鎖型塩化パラフィン（炭素数：10～13）」を条件付き含有禁止物質から「No. 27」含有禁止
物質に分類変更。「ビス（トリブチルスズ）=オキシド（TBTO）」の名称を「トリブチルスズオ
キシド（TBTO）CAS No. 56-35-9」に名称変更。

「No. 38 特定ベンゾトリアゾール-2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチル
フェノール」を条件付き含有禁止物質から「No. 28」含有禁止物質に分類変更。

「酸化ベリリウム」を、条件付き禁止物質から、「No. 29」含有禁止物質に分類変更。

「No. 30 ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル/DMF）」を新に、含有禁止物質リストに追加。

「No. 34 アゾ染料・顔料から精製される特定アミン」の名称を「No. 38 特定アゾ化合物
（一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料）」に名称変更。

4. 「5. 用語の定義」に「・意図的使用とは」、「・規制値（閾値）とは」、「・含有濃度とは」を
追加。
5. 9項に「提出書類」の内訳表を追加 以降項番繰上げ。

MSDS又はSDSの提出要求を追加

・2011年 7月 1日 基準書改訂（第7版）発行

1. 「5. 用語の定義」に、SVHCとJAMP-GPを追加
2. 「6. お取引先に対して要求するお取引要件」③化学物質含有量調査へのご協力体制
《必須要件-3》に、基本的にJAMP-AIS又は、JAMP-MSDS plusでの

提出要求などを明記

3. 表2「製品含有禁止物質リスト」にNo.46ジブチルスズ（DBT）化合物、No.47ジオクチルスズ（DOT）化合物を追加（「含有管理物質」から「条件付含有禁止」に格上げ）
4. RoHS指令6物質分析試験成績書の提出《必須要件-7》
分析データ（ICP等）の有効期限を1年以内から、変更あるまで有効に変更
5. 含有化学物質の調査について《必須要件-3》
調査表は、AIS又はMSDS plusを基本とすることを明記
6. トーキングループ会社名から、「株式会社トーキンマシナリー」を削除

・2011年11月9日 誤記修正

1. p.2 必須要件の項番 重複修正 必須要件-1～必須要件-7を正しく明記
2. p.6 6行目 誤記訂正（「含有禁止物質一覧表」→「条件付き含有禁止物質一覧表」）
3. p.7 6項の注） 誤記訂正（p.10/16 ⇒ p.12/17）
4. p.8とp.9の表1が重複、P.10に表2の標記 ⇒ 誤記修正（P8：表1、P9：表2、P10：表3）
 5. p.12 8. 3→8. 2、P13 8. 4→8. 3、P14 8. 5→8. 4 に修正
 6. p.14 9. 提出書類 表中の※を削除（①、②項）

・2012年7月2日 基準書改訂（第8版）発行

1. 各種リンク先の更新
2. 付属書の化学物質更新
 - ①「条件付き含有禁止物質」「32 鉛及びその化合物」で「定格電圧が交流125Vまたは直流250V未満のキャパシター内の誘電セラミック中の鉛」と「C-プ リ ス・コ ン プ ラ イ ア ン ト ・ ピ ン コ ン タ ク ト シ ス テ ム 以 外 の 中 の 鉛」を追記
 - ②「製品限定含有禁止物質」に「No5 三酸化アンチモン」、「No6 ベリリウム及びその化合物」を追記
 - ③「含有管理物質」にNo18～No23を追記
 - ④「SVHCリスト」を53物質から84物質に更新
3. 様式-1「評価基準」の項目を削除、様式-1ハロゲンフリー、様式-1特定化学物質フリーの追加、様式に対応基準書版数を追記

・2013年7月1日 基準書改訂（第9版）発行

1. 環境憲章の改訂
2. 7項に「③. 製品限定特別様式の提出」を追記、9項に⑨を追記
3. 付属書の化学物質更新
 - ①「3. 条件付き含有禁止物質」本文中の規制条件の変更
 - ②「別表-3 条件付含有禁止物質一覧表」の「33水銀及びその化合物」で蛍光灯に関する基準値の改訂
「No37 特定フタル酸エステル類」に文章追記、「No45 ジブチルスズ化合物」の規制値の文章改訂
 - ③「4. 製品限定含有禁止物質」に規制条件変更、No7の追記
 - ④「SVHCリスト」を84物質から144物質に更新
4. 様式-1A表：「認証年月日」を「更新年月日」に改訂、様式-3-2誤記訂正、様式-6「変更区分」、「変更内容」に説明文追記、様式-1特定化学物質フリーの物質改訂

・2014年7月1日 基準書改訂（第10版）発行

1. 6項に「⑥紛争鉱物（Conflict Minerals）対応方針 ※への賛同と、EICCフォーマットによる4鉱物（金、タンタル、スズ、タングステン）調査への協力を追記
2. 付属書の化学物質更新
 - ①「SVHCリスト」を144物質から155物質に更新
3. 特定フタル酸類の表現を、個々の具体的物質名（DEHP、DBP、BBP、DIBP）を

記載 No. 43フタル酸ジイソブチル(DIBP)追加

4. 酸化ベリリウム（製品含有禁止物質）⇒ No. 56ベリリウム及びその化合物（条件付含有禁止物質）に変更
5. 製品含有禁止物質追加（以下4物質追加）
No. 30パーフルオロオクタン（PFOA）、No. 31多環芳香族炭化水素（PAHs）、
No. 32ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD、又はHBCD）及びすべての主要ジアステレオ異性体、No. 33リン酸トリス（2-クロロエチル）（TCEP）、リン酸トリス（1-メチル-2-クロロエチル）（TCPP）、リン酸トリス（1, 3-ジクロロ-2-プロピル）（TDCPP）
6. 製品限定含有禁止物質（以下4物質）を追記
No. 57その他の有機臭素系化合物 No. 58その他の有機塩素系化合物 No. 59三酸化アンチモン
No. 60赤リン

・2015年 8月20日..... 基準書改訂（第1.1版）発行

1. 付属書の化学物質更新
「SVHCリスト」を155物質から163物質に更新
2. 含有禁止物質 No. 35 N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物（BNST）と追加し、以降管理No. を繰り下げ（条件付き No. 36 カドミウム・・・）
3. 条件付き含有禁止物質の中で、特定フタル酸（DEHP、DBP、BBP、DIBP）が、RoHS IIの追加4物質（2019年～一部カテゴリを除き1000ppm以上含有禁止）に指定されたことを受けて、「RoHS指令指定物質」を追加記載
4. 「No. 59 赤リン」を「製品限定含有禁止物質」から「条件付含有禁止物質」に管理区分を変更
製品限定含有禁止物質 管理No. を繰り下げ 「No. 60 その他の有機臭素系化合物」～
5. 条件付き含有禁止物質 No. 49 「特定アゾ化合物（一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料）」⇒含有禁止物質に変更し又、名称変更 No. 36 「一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料（着色剤）とした。

・2016年12月27日..... 基準書改訂（第1.2版）発行

1. 付属書の化学物質更新
欧州REACH規則「SVHCリスト」を163物質から173物質に更新
2. 5項用語の定義
・環境影響物質の欄に以下を追記
具体的には、以下に示す「**製造工程使用禁止物質**」・「**含有禁止物質**」・
「**条件付き含有禁止物質**」・「**製品限定含有禁止物質**」・「**含有管理物質**」とします。

・2017年 7月 6日..... 基準書改訂（第1.2.1版）発行

1. 2017年 4月17日 社名変更に伴う対応（NECトーキン(株) ⇒ (株)トーキンの修正のみ）

・2018年1月31日..... 基準書改訂（第1.3版）発行

1. お取引要件の追加 : ⑤連絡書提出への協力《必須要件-5》
2. 製造工程における使用禁止物質リスト No. 8 ブロモクロロメタンを追記
3. 製品含有禁止物質 No. 11 ポリ塩化ナフタレン（PCN）（塩素数が1以上）に変更
4. RoHS II 指令10物質の含有量分析データ（様式4）に変更
5. 「化学物質含有量調査」への協力依頼対応で、JGPSSI・JAMP-AIS・JAMP-MSDSplusを廃止し、chmeSHERPAを追加
6. 付属書の化学物質更新
欧州REACH規則「SVHCリスト」を物質リスト掲載から、欧州化学品庁（ECHA）のSVHC掲載ホームページのURL確認に変更
7. 5項用語の定義

GADSLとchmeSHERPAを追加（尚、JGIPPS、JAMP-AIS、JAMP-MSDSplusを削除）

8. 欧州RoHS II指令10物質

特定フタル酸4物質（フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）/DEHP、フタル酸ブチルベンジル/BBP、フタル酸ジブチル/DBP、フタル酸ジイソブチル/DIBP）追加

・2018年12月 1日 [基準書改訂（第13.1版）発行](#)

1. 必須要件-7 「紛争鉱物（Conflict Minerals）対応方針への賛同」から

「弊社サプライチェーンポリシー」への賛同変更

EICCフォーマット ⇒ CMRTへ変更

【 トーキンググループ会社名 】

トーキンには以下のグループ企業を含みます。

TOKIN America Inc. *

TOKIN Europe GMBH *

[TOKIN Hong Kong Ltd.](#) *

TOKIN Electronics (Xiamen) Corporation

TOKIN Electronics (Vietnam) Co., Ltd.

TOKIN Electronics (Thailand) Co., Ltd.

株式会社トーキン

*：製造拠点ではありませんが、トーキンググループへの供給者としての機能を有するため、本基準書を用いて調達するものとします。

以上